



消費者注意報



CASE .5

「名前を貸して」と頼まれて… それって「特殊詐欺」かも!

人助けのつもりが…

「特定の人しか買えないで名義を貸してほしい」と懇願され、人助けのつもりで相手に言われるままにしたところ、「名義貸しは違法だった。このままだと警察に捕まってしまう」など、解決金等の名目でお金を請求されるトラブルが増えています。



株とか社債とか
興味ないの
結構です



実は、限られた方しか
買えない
株がありまして
○○さんにはその権利が
あるんですよ



特殊詐欺とは…

「振り込め詐欺」「金融商品等取引名目の詐欺」など、電話などを用いて、指定した口座への振込みや郵送、手渡しにより、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪を「特殊詐欺」といいます。見知らぬ人からの話は、まず疑いましょう。



現金を封筒や宅配便で送つたら…

郵便法では現金を送るとき、現金書留を利用するよう定められています。他の方法で送ることはできません。また宅配便では約款で現金を送れない定めになっています。現金を郵送で送るよう求められても、絶対に応じないようにしましょう。



困っているのね、
名前を貸すだけですよ
孫と似た年頃みたいだし



誰にも
内緒で
お願いします



なかなか契約が
もらえなくて…
また上司に叱られる…
○○さんしか
お願いできる人がいません
名前を貸すだけ!

名義貸しがばれました
あなたも罪になります！



解決するには
現金50万円が
必要です
こちらの指示
どおりに
してください
大至急
宅配便で送つて



現金を送るよう
に言われたの？
「特殊詐欺」
じゃないんですか？
中身はなんですか？



早く送らないと
変なことになるんです



え?
「特殊詐欺」?





京のチエックポイント



あの手この手であなたを狙う特殊詐欺！

こんな電話がかかってきたら…



個人情報が漏れていますよ！
削除してあげるので
こちらの指示に従ってください



公的機関を名乗って連絡するケースが多くみられます
が、公的機関から連絡することはありま
せん。



あなただけに特別に
宝くじの当選番号を
教えますよ！



当選番号は新聞よりも先にネットで発表されま
す。事前に知っていたかのように説明しますが、
前もってわかることはありません。



以前、未公開株や社債などで
被害に遭っていませんか？
取り戻してあげますよ！



「国の救済機関」などを名乗り、過去の金銭的被
害を取り戻してあげるともちかけてきます。「被
害回復」の話には注意しましょう。

いずれのケースも**様々な名目で金銭を要求されます**。少しでも怪しいと思ったら迷わず相談しましょう！

トラブル回避の三か条

一、「私はだまされない」という思い込みが危険
「自分は大丈夫」と過信するのは禁物！

二、「国が認めた」「国が関わった事業」で安心しないこと
国や省庁名が出たら要注意！相手の話を鵜呑みにしない！

三、相手は騙しのプロなので礼儀は不要
律儀に応対しないで、きっぱり断り、電話を切りましょう！

不安なときは
まずお電話を！

京都府消費生活センターくらしの相談 075-671-0004

高齢者消費生活ホットライン 075-671-0144

消費者ホットライン 0570-064-370
(お近くの消費生活相談窓口へつながります)

消費生活土日祝日電話相談（緊急のみ） 075-257-9002